

4月16日付 伊波洋一議員要求資料について

○北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業・自主アセスを実施した環境専門家は、コンサルだということだが、当時、コンサルは、JEGSをどのように、どの程度、理解していたか。防衛から資料を提供したか。

(答)

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業における自主アセスを行ったコンサルタント会社は、JEGSについて、その存在は承知していたものの、日本政府が実施する事業に直接関係するものではないと認識しておりました。

なお、防衛省から資料の提供を行った事実は確認できませんでした。

○MV-22の普天間飛行場配備および日本での運用に関する環境レビュー最終版（仮訳）201～202ページ「建設予定の着陸帯」に対する「追加調査」の進捗状況について。

(答)

「建設予定の着陸帯」に対する「追加調査」の実施状況については、現在、米軍に確認中です。

米軍に確認がとれ次第、速やかに回答いたします。

○防衛省が実施した環境調査（過年度調査）におけるK地区、J地区における動物種数について。

(答)

移設候補地 J 地区、K 地区における動物種の合計数については、J 地区が513種、K 地区が591種です。

建設予定の着陸帯

6カ所の着陸帯において、日本政府が予定している工事がもたらす生物資源への影響は以前の那霸防衛施設局報告書（2006年および2007年）にて事前に評価されているが、それは予定された計画の一部ではない。工事期間中、各々の建設予定の着陸帯の約1.1エーカーを裸地化することになる（前那霸防衛施設局、2006年）。これにより、MV-22による利用のために、直径約250フィートのクリアゾーンが提供されることになった。この植物の除去により、着陸地点の約125フィート内は植物がなくなってしまうが、それ以上の植物除去は計画として想定されていない。工事の時期や着陸帯の使用が可能となる時期はわかっていないが、建設されれば、建設予定の着陸帯はMV-22航空機の訓練のため使用されるかもしれない。その際には、北部訓練場における現存の3つの着陸帯（着陸帯1、3及びファイヤーベース・ジョーンズ）は、もはや使われることはなくなるだろう。よってこの環境レビューでは、建設予定の着陸帯におけるMV-22の訓練オペレーションが生物資源に及ぼしうる影響について検討している。

着陸帯17及び17B建設予定地を除き、建設予定の着陸帯の4箇所における騒音については、現在の状況を上回るであろう。着陸帯17及び17B建設予定地の着陸地点は現有の着陸帯17からそれぞれ約160フィート、約320フィート内に位置することとなり、騒音量は、今の着陸帯17における運用がもたらす騒音よりわずかに増えるのみと予想される。しかし、それぞれの建設予定の着陸帯の中心から約125フィート内に適した生息地がないことから、騒音による野生動物や保護種への影響は一時的であり、かつ最低限となるだろう。加えて、全ての建設予定の着陸帯の着陸地点周辺区域は芝生と土地固有の植物で覆われるので、火災の危険もまたごくわずかである。よって、着陸帯建設予定地でのMV-22の訓練オペレーションによる騒音や野火が、植物、野生動物または保護種に重大な影響を及ぼすことはないだろう。

最近では、建設予定の着陸帯G、H、N-1A、またはN-1Bにてオペレーションが実施されていないので、これらの着陸地点は、MV-22の回転翼による突風に曝されることになるだろう。現有の着陸帯17の近く、着陸帯17及び着陸帯17B建設予定地では、現在の状態を上回る突風の増大が確認されるだろう。野生動物と保護種はクリアゾーンから外側に125フィート行った区域に生息しており、着陸地点よりも突風は大分少ない。よって、野生動物や保護種への影響も深刻にはなりえないだろう。しかしながら、前の章にて検討したとおり、保護種の巣作りやとまり木する場所が、着陸地点近くの森の端にあれば、MV-22の下降気流が重大な影響を及ぼすことはありえるだろう。こうした潜在的な影響というのは、全建設予定の着陸帯のなかでも限定された

地域にのみ限られた話である。限定された地域とは、2種の保護種（ヤンバルクイナとカラスバト）が過去に発見された場所である。これらの種に深刻な害を与えないことを確実にするために、米海兵隊は追加調査を行い、重大なレベルの影響を減らすべく、適切と判断される場合には軽減措置を施すことになるだろう（表4. 1. 7-6）。

- 1 MV-22による着陸帯の使用前に、影響ができる可能性のある地域にて巣作りやとまり木を行う鳥を確認するため、建設予定の着陸帯G、H、N-1A、N-1B、17及び17Bにて調査を行う。
- 2 ヤンバルクイナ：建設予定の着陸帯G、H、N-1A、N-1B、17及び17Bにてクイナがとまり木したり巣作りしたりする場所について、初期調査を行うのは繁殖期のはじめとする。調査のタイミングは3月と見込まれるが、海兵隊基地キャンプ・バトラーの天然資源担当官の裁量によりはじめることとする。資格ある生物学者が、森林の端より中心へ50フィートの全範囲で巣作り及びとまり木調査を行う（図4. 1. 7-2参照）。これは巣作り及び繁殖域が十分に含まれた範囲と考える。クイナの全ての個体が繁殖シーズン（3月）の初期に巣作りをする訳ではないことから、巣作りに係る現地調査は、繁殖期の中間期（4月中旬前後）にも同様の着陸帯にて行うこととする。いずれかの調査中に、影響があるであろう地域内で巣が発見された場合、全ての雛の巣立ちを確実にするため、その着陸帯におけるMV-22の運用は30日間停止する。もしクイナのとまり木場所が確認されれば、日中におけるMV-22の運用は続行されるが、夜間（日没後）の運用に関しては、追加の生物学的調査により、そのとまり木エリアが使われなくなったことが示されるまで、中止される。
- 3 建設予定の着陸帯G、H、N-1A、N-1B、17及び17Bにて、巣作り場所の初期調査を行うのは繁殖期のはじめとする。調査のタイミングは9月と見込まれるが、海兵隊基地キャンプ・バトラーの天然資源担当官の裁量によりはじめることとする。資格ある生物学者が、森林の端より中心へ50フィートの全範囲で巣作り現地調査を行うこととする。これは巣作り及び繁殖域が十分に含まれた範囲と考える。影響があるだろう地域内で巣が発見された場合、フォローアップ調査にて全ての雛の巣立ちが確認されるまで、その着陸帯におけるMV-22の運用は停止する。

平成30年4月19日 参議院 外交防衛委員会 沖縄の風、伊波洋一 伊波洋一事務所作成
出典：北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業(仮称)環境影響評価検討図書(平成28年7月 沖縄防衛局)

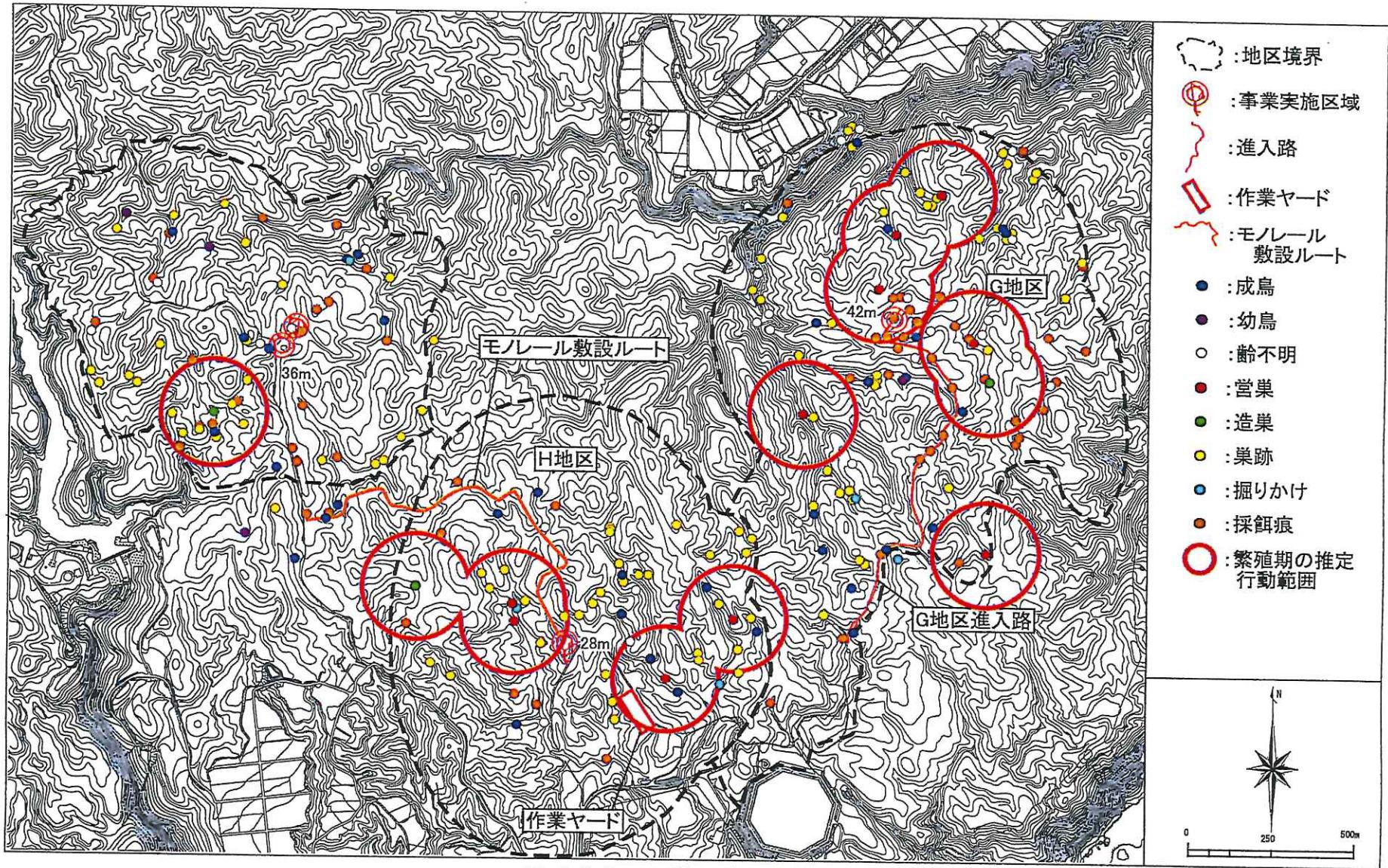


図 4.7-3 ノグチゲラの確認状況

平成30年4月19日 参議院 外交防衛委員会 沖縄の風 伊波洋一 伊波洋一 事務所作成
出典：北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）環境影響評価検討図書（平成28年7月 沖縄防衛局）

4-7-9

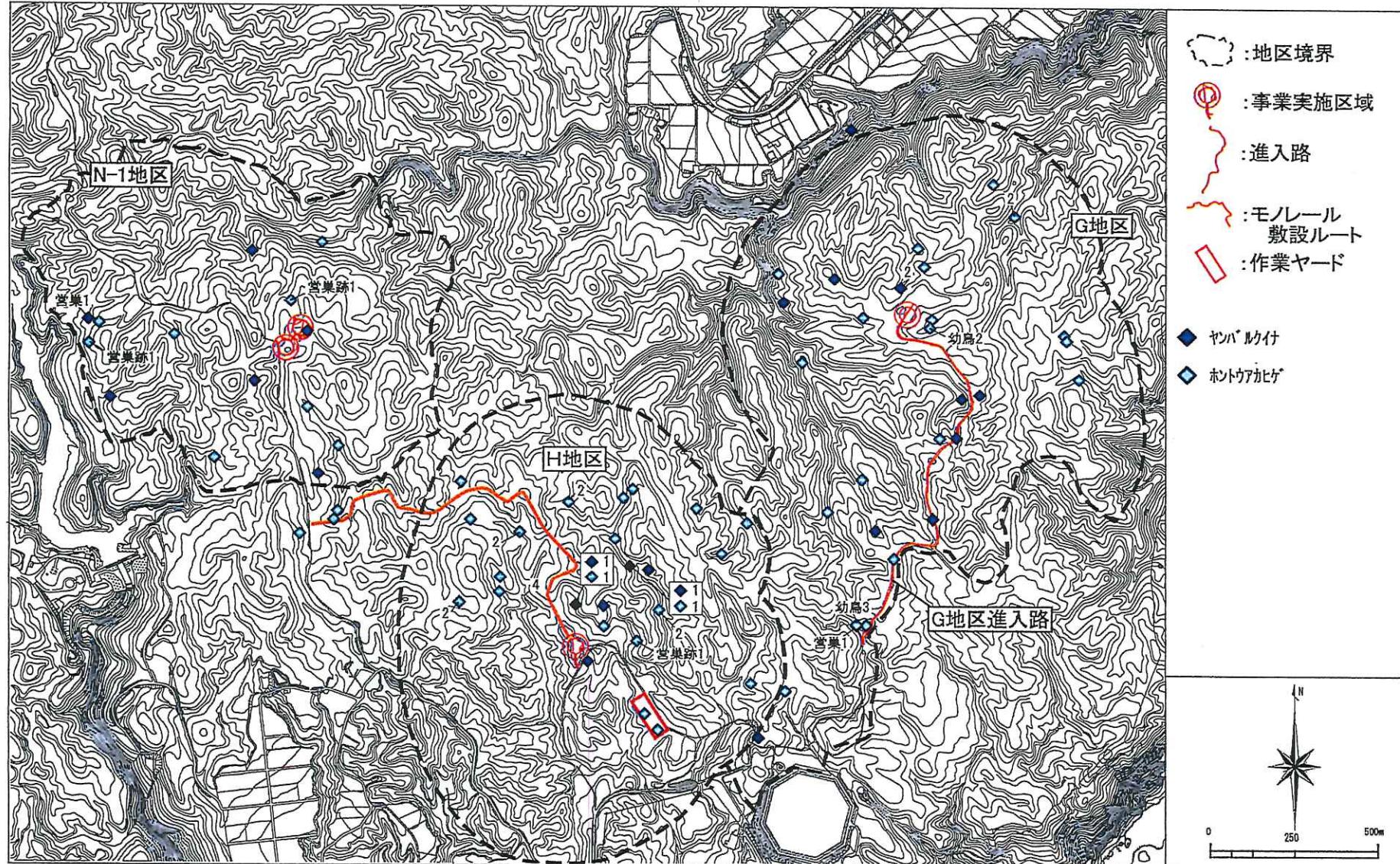


図 4.7-4 ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲの確認状況